平成２２年（フ）第２６４号
釧路市緑ケ岡６丁目19番８号
債務者　菅原　世児
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２６７号
釧路市鶴野東４丁目13番４号
債務者　藤原　靖智
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２６９号
北海道白糠郡白糠町和天別104番地１
債務者　朝妻　好信
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第６４９号
愛知県豊田市志賀町高洞11番地278
債務者　粟谷千恵子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月１日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１９１３号
横浜市瀬谷区瀬谷２丁目17番地４　エステートピアM102、申立時の住所横浜市泉区和泉町3025番地２　グリーンヒル和泉B203
債務者　大上　敏彦
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２００９号
横浜市旭区柏町62番地の６
債務者　星野かなみ
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３３０号
横浜市南区永田山王台34番９―302号
債務者　関口恵美子（旧姓岡崎）
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３４６号
横浜市保土ケ谷区狩場町169番地４　日神パレステージ保土ケ谷208号
債務者　滝澤　富美（旧姓赤坂）
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３５４号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸北４丁目４番17号　テラスサンク102
債務者　佐藤　克行
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３８０号
神奈川県大和市福田4417番地２　H―301
債務者　上原　洋子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３９０号
横浜市中区本牧元町61番７号　岩崎アパート101号室
債務者　河原　初江
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４３９号
横浜市旭区今宿東町1521番地２　スターホームズ鶴ケ峰８―103
債務者　佐藤　亮一
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４４３号
神奈川県厚木市飯山3102番地９　コーポ月見台５
債務者　高梨　純子（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４５１号
横浜市港南区上大岡東１丁目６番21号　富士見荘５号
債務者　鎌苅　一男
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４６３号
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン13―１号棟605号
債務者　松山　良一
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部